避難所におけるペットの救護に関するマニュアル

平成23年3月31日

避難所におけるペットの救護に関するマニュアル

【はじめに】

平成 22 年 12 月現在、墨田区内に約 7,700 頭の犬が登録されています。このほかにも猫や小鳥などのさまざまな動物が、区民にペットとして飼育されていると考えられます。災害発生時に被災者が避難する際、これらペットが放たれて放浪動物となり救助活動の妨げとなったり、被災場所へ残したペットの世話に戻った飼い主が、二次的な災害に巻き込まれてしまうような事態は避けなければなりません。

阪神淡路大震災や新潟県中越地震などの大きな災害を経て、現在では多くの自治体でペットを連れての避難を前提とする方針をとっています。

本区では、平成21年12月に「墨田区避難所運営マニュアル【骨子】」を作成しました。このマニュアルにおいては、避難所生活における共通ルールについて標準的な内容を定めたほか、避難所でのペットの管理に関する事項も盛り込んでおります。

「避難所におけるペットの管理に関するマニュアル」は、「墨田区避難所運営マニュアル【骨子】」に基づき作成したものですが、同行避難、避難所における動物の管理、動物救護所、東京都獣医師会墨田支部(以下獣医師会という。)の動物応急医療、区の役割等に関する基本的な考え方を示しております。

被災したペットの救護は、飼い主の方々が第一に行うのはもちろんですが、区、獣 医師会、住民防災組織などが協力して、救護活動を行う必要があります。多くの方々 が、本マニュアルと避難所運営マニュアル【骨子】を参考とし、避難所における人と 動物の安全を考え、災害に備えていただきたいと思います。

【本マニュアルにおける用語の定義】

避難所・・災害発生時に被災者を保護するために設置されます。

動物救護所・・避難所内に設置します。飼い主と共に避難したペットの管理を行います。

動物応急診療所・・区の要請により、東京都獣医師会墨田支部長の指定する場所に 設置されます。原則として犬・猫を対象とし、応急診療を行います。

保健衛生班・・墨田区避難所運営マニュアル【骨子】の役割分担案で例示した、避難 所運営時に保健衛生活動を担当します。

【災害発生~動物救護所設置まで】

1 同行避難

災害が発生した場合、飼い主と共に多くのペットも避難してきます。

避難所では、飼い主が責任をもってペットを保護することを原則としますが、他 の避難者の理解も必要となります。

避難所で受け入れ対象とするペットは、主に犬・猫などの小動物です。

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物など、特殊なペットを 飼育している場合は、普段から災害時の受け入れ先を探しておくようにしてくだ さい。

2 動物救護所の設置・運営

被災者と被災動物がともに、安全安心に避難生活をおくることができなければ

なりません。そのためには、全避難者の理解が得られるようなルールを作り、主に 飼い主が共同で動物救護所の運営にあたる必要があります。

(1)設置場所

避難所では人間の居住場所とペットの飼育場所を完全に分離します。避難所内の動物救護所では、避難所ごとに定められた場所でケージ内や・綱等で繋いで、飼育します。

(2) 運営方法

避難動物の飼い主による自主管理を原則とします。個々のペットの飼育は飼い主の責任で行い、必要な用具(ケージ・食餌等)も飼い主が用意します。

なお、動物救護所の設営や維持管理、撤収等の必要な作業は飼い主が共同で行います。避難所本部(拠点会議)との調整は保健衛生班が行います。

(3) 開設までの流れ

- ① ペットの飼い主・ペットを 1 箇所に集める
- ② 保健衛生班による説明
 - 【例】避難所での人間と動物の共存できるための飼育ルールに従うこと 動物飼育管理を共同で行うこと 負傷動物の動物応急診療所への搬送を共同で行うこと 動物飼育のための基本的なルール等の確認を行うこと
- ③ 動物救護所の開設(飼い主による自主運営開始)

3 獣医師会の動物応急医療・区の役割

災害発生後、必要な場合獣医師会は区との協定に基づき、動物応急医療活動を開始します。

- (1) 獣医師会の活動内容
 - ①動物応急診療所(東京都獣医師会墨田支部長の定める場所)での応急診療の 提供・ペットの健康管理の相談等を行います。
 - ※「動物応急診療所」のプレートが掲げられます。
 - ②動物救護所への巡回相談、負傷ペットの応急治療を行います。
- (2)区(災対保健衛生部環境衛生指導班)の役割
 - ①動物救護所の収容動物の数・状態、不足資材など動物の被災状況の把握を 行います。
 - ②動物応急診療所の活動状況の把握、巡回相談活動計画などの獣医師会との 連絡調整を行います。
 - ③動物応急医療活動状況の情報提供、飼い主の飼育指導などを行います。

~防災対策のお願い~

1 備えておきたいペットの防災用品

ペットについての備えは飼い主の責任で備えることになります。次にあげる防災用 品を参考に各自用意しておきましょう。

おり (ケージ)

首輪

リード (ヒモ)

最低5日分(できれば7日分)のペット用のエサと水

ペット用の食器や水入れボウル

ペットのトイレ用品(糞とり袋・ペットシーツ・猫の砂等)

ペット用消臭スプレー

ペット用常備薬や救急用品

鑑札の装着(犬の場合)・名札等の身元表示

マイクロチップの装着と情報登録

など

2 避難所生活を乗り切る社会性としつけ

避難所では狭い場所で多くの人が生活することになります。中には動物の苦手な人、動物アレルギーを持った人もいます。また、ペットにとっては、大勢の見知らぬ人に囲まれてストレス感じることでしょう。トラブルを避け、狭いケージ等でもストレスなく生活できるように普段からのしつけが大切です。

しつけのポイント

- 飼い主のいうことを守らせ、無駄吠えをさせないようにしつけましょう
- ケージの中でおとなしくすごせるようにしつけましょう
- 慣れない場所、知らない人、他の動物を怖がらないようにしつけましょう。
- トイレは決められた場所でするようにしつけましょう
- 普段から健康管理に注意し、予防接種等を行いましょう

3 その他

避難所受け入れ対象とするペットは、主に犬・猫などの小動物が対象ですが、受け入れ動物は各避難所で異なります。このため爬虫類や両生類などの特殊なペットは受け入れることができないことも予想されます。

特殊なペットを飼育している場合は、普段から受け入れ先を探しておくようにしましょう。

ペット防災対策をすすめていく上で、区内の犬の実態を把握することは重要です。 犬を飼っている場合は、必ず登録してください。